

京都市交通局管理規程第31号

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「220円」を「230円」に改め、同項第2号中「110円」を「120円」に改め、同条第2項第2号中「切り上げた額」を「四捨五入した額」に改める。

第11条の3第1項第16号中「220円券5枚つづり 1,000円」を「220円券11枚つづり 2,200円」に改め、同項第17号中「220円券11枚つづり 2,200円」を「230円券4枚及び180円券1枚つづり 1,000円」に改め、同項第18号中「220円券15枚及び110円券1枚つづり 3,000円」を「230円券11枚つづり 2,300円」に改め、同項第19号中「220円券26枚つづり 5,000円」を「230円券14枚及び180円券1枚つづり 3,000円」に改め、同項第20号中「230円券11枚つづり 2,300円」を「230円券25枚つづり 5,000円」に改め、同項第24号ア中「110円券13枚つづり」を「120円券12枚つづり」に改め、同号イ中「220円券13枚つづり」を「230円券12枚つづり」に改める。

第11条の5第4項中「京阪シティバス株式会社」を「京都京阪バス株式会社」に、「財団法人きょうと京北ふるさと公社」を「公益財団法人きょうと京北ふるさと公社」に改める。

第50条第1項第1号中「110円」を「120円」に改め、同条第2項中「切り上げる。」を「四捨五入する。」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

調整路線に係る片道普通券による大人の旅客運賃

(1) 5号系統









(11)特33号系統

タ ー 洛 西 ミ バ ナ ル ス	均一区間			
	京 都 駅 前	東 側 町	桂 駅 東 口	三 ノ 宮
	円 230	円 160	円 160	円 160
	円 240	円 190	円 190	円 190
	円 280	円 240	円 240	円 240
国 道 中 山	160	190	240	240
160	190	240	240	300

(12)特37号系統

タ ー 北 大 ミ 路 ナ バ ル ス	均一区間	
	西 賀 茂 車 庫 前	終 野
	円 230	円 160
230	230	

(13)42号系統

京 都 駅 前	均一区間		
	久 世 橋 西 詰	中 久 世	(川 島 六 ノ 坪 町 前)
	円 230	円 230	円 150
	円 230	円 230	円 230

(14) 69号系統

均一区域	二条駅西口	230	230	230	230	250	270	270	270	270	270	270	270	
		230	230	230	230	250	270	270	270	270	270	270	270	
	四条大宮	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	250
		230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	250
	西院巽町	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
		230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
	京都外大前	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
		230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
	桂川小学校前	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	230
		200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	230
上桂西居町	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
千代原	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
史跡公園前	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
物集女	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	170	
桂駅東口	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	170	
	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	160	170	

(15) 70号系統

均一区域	太秦天神川駅前	230	230	230	230	230	230	230	230	300	300
		200	200	200	200	200	200	200	200	240	240
	桂川小学校前	200	200	200	200	200	200	200	200	240	240
		160	160	200	200	200	200	200	240	240	
	上桂東ノ口	160	160	200	200	200	200	200	240	240	
		160	160	170	170	170	170	240	240		
	下桂東口	160	170	170	170	170	240	240			
		150	170	170	240	240					
	桂駅東口	150	170	170	240	240					
		150	170	240	240						
牛ヶ瀬	150	170	240	240							
	150	240	240								
JR桂川駅前	150	240	240								
	150	240									
向日回生病院前	150	240									
	150										
北福西町一丁目	150	190									
	160										
小畑川公園北口	160	190									
	160										

(16) 7 3 号系統

タ ー 西 ミ ナ バ ル ス	洛 中 山	国 道 三 ノ 宮	千 代 原 口	上 桂 前 田 町	西 京 極	光 華 女 子 学 園 前	京 都 駅 前
	160	160	160	160	160	230	230
	190	160	160	190	190	230	240
	190	160	160	190	190	240	280
	190	160	160	190	190	240	280
	190	160	160	190	190	240	280
	190	160	160	190	190	240	300

(17) 8 1 号系統・特 8 1 号系統

横 大 路 車 庫 前	伏 見 港 公 園	京 阪 中 書 島	中 書 島	京 都 駅 前
	210	210	230	230
	210	210	230	230

「横大路車庫前」発着便は、「京阪中書島・伏見港公園」には停車しない。

(18) 北 3 号系統

タ ー 大 ミ 路 ナ バ ル ス	御 蔭 口 町	京 都 産 大 前
	230	230



(19)北 8 号系統

		均一區間	均一區間	
				タ北 ミ路 ナバ ルス
			一 乗 寺 地 藏 本 町	タ北 ミ路 ナバ ルス
		松 ヶ 崎 海 尻 町		円 230
				円 160
				円 230
タ北 ミ路 ナバ ルス	230	230	230	230

(20)西 1 号系統

				桂 駅 西 口
				円 160
			三 ノ 宮 街 道	円 160
			京 都 明 徳 高 校 前	円 190
		北 福 西 町 一 丁 目		円 160
				円 190
				円 240
タ 洛 西 ミ バ ナ ス	160	160	190	240

(21)西 2 号系統

ア

				桂 駅 西 口
				円 160
			三 ノ 宮 街 道	円 160
			京 都 明 徳 高 校 前	円 190
		北 福 西 町 一 丁 目		円 160
				円 190
				円 240
タ 洛 西 ミ バ ナ ス	160	160	190	240



(22)臨西 2 号系統

タ ー 洛 西 ミ バ ス	桂 駅 西 口								
		円							
			160						
	三ノ宮街道	円	160						
				190					
	京都明德高校前	円	160	190					
					240				
	北福西町一丁目	円	160	160	190				
						240			
	境谷センター前	円	160	160	230	330			
						390			
大原野小学校前	円	160	170	170	240	340			
							410		
南春日町	円	160	160	160	230	330	390		
								240	
大原野小学校前	円	160	170	160	160	190	240		
								240	
西竹の里町	円	160	160	160	160	190	240		
								240	
洛西ミバス	円	160	160	160	160	190	240		

(23)西 3 号系統

タ ー 洛 西 ミ バ ス	桂 駅 西 口			
		円		
			160	
	三ノ宮街道	円	160	190
				240
京都明德高校前	円	160	190	240
				240
北福西町	円	160	160	190
				240
洛西ミバス	円	160	160	190

(24)特西 3 号系統

境 谷 大 橋	北 福 西 町	京 都 明 德 高 校 前	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
			円	円
	円	円	円	円
	円	円	円	円
160	160	160	190	160
160	160	190	190	190
160	190	190	240	240
160	190	190	240	240

(25)西 4 号系統

タ ー 西 ミ バ ス	北 福 西 町 一 丁 目	向 日 回 生 病 院 前	J R 桂 川 駅 前
			円
	円	円	円
160	150	150	240
160	190	240	240

(26)西 5 号系統

桂 坂 中 央	桂 坂 口	北 福 西 町 一 丁 目	京 都 明 德 高 校 前	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
				円	円
	円	円	円	円	
	円	円	円	円	
160	160	160	160	190	160
160	160	190	190	190	190
160	190	190	190	240	240
160	190	190	190	240	240

(27)臨西 5 号系統

桂 坂 中 央	桂 坂 口	国 道 中 山	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
				円 160
	円 160	円 190	円 190	円 190
				円 240

(28)西 6 号系統

桂 坂 中 央	桂 イ ノ ベ ー ク シ ョ ン 前	檜 原 鳴 谷	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
				円 160
	円 160	円 190	円 190	円 240
				円 240

(29)西 8 号系統

タ ー 洛 西 ミ ナ ス	北 福 西 町	京 都 明 徳 高 校 前	三 ノ 宮 街 道	桂 駅 西 口
				円 160
	円 160	円 190	円 190	円 240
				円 240

(30)南 1 号系統

竹田 駅 西 口	城 南 宮 東 口	パ ル ス プ ラ ザ 前	国 道 赤 池	久 我	中 久 世	牛 ヶ 瀬	(往復) 下 津 林 六 反 田 桂	桂 駅 東 口	
								円 160	
	円 230	円 210	円 210	円 230	円 230	円 230	円 250	円 270	円 160
									円 170
									円 250
									円 270
									円 270
									円 270

(31)特南 1 号系統

桂 駅 東 口	薙 田 町	(川島六ノ坪町 洛西口駅前)	中 久 世	久 世 工 業 団 地	
				円 230	
	円 160	円 160	円 170	円 230	円 150
					円 250

(32)南 2 号系統

									JR 長岡京東口
								馬場	円 150
							樋爪口		円 150
						久我の杜		免許試験場前	円 210
						久我の杜	円 230		円 150
					久我		円 230		円 210
				国道赤池			円 230		円 230
				国道赤池	円 230				円 230
				パルスプラザ前			円 230		円 240
				パルスプラザ前	円 210				円 240
				城南宮東口			円 210		円 290
				城南宮東口	円 210				円 240
				竹田駅西口			円 230		円 290
				竹田駅西口	円 230				円 290

(33)特南 2 号系統

									JR 長岡京東口
								馬場	円 150
								樋爪口	円 210
							久我の杜		円 230
						久我の杜	円 230		円 230
						久我			円 230
						久我	円 230		円 230
					国道赤池		円 230		円 240
					国道赤池	円 230			円 240
					パルスプラザ前		円 210		円 240
					パルスプラザ前	円 210			円 240
					城南宮東口		円 210		円 290
					城南宮東口	円 210			円 240
					竹田駅西口		円 230		円 290
					竹田駅西口	円 230			円 290

(34)南3号系統

							横 大 路 車 庫 前
					京 阪 中 書 島 ・ 伏 見 港 公 園	円	円
			西 大 手 筋	中 書 島	210	210	210
		(伏 見 警 察 署 前 ) パ ル ス プ ラ ザ 前	円	円	円	円	円
	城 南 宮 東 口	210	230	230	230	230	230
	竹 田 駅 西 口	円	円	円	円	円	円
	230	230	230	230	230	230	230

「横大路車庫前」発着便は、「京阪中書島・伏見港公園」には停車しない。

(35)南8号系統

									竹 田 駅 東 口
									円
								御 香 宮 前	円
								桃 陵 団 地 前	円
								210	230
			西 大 手 筋	中 書 島	円	円	円	円	円
	三 栖 公 園 前	210	210	230	230	230	230	230	230
	国 道 大 手 筋	円	円	円	円	円	円	円	円
	横 大 路 車 庫 前	210	210	230	230	230	230	230	230
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	210	210	210	210	210	210	210	230	230

「京阪中書島・伏見港公園」は、竹田駅東口行き方面のみ停車する。



「

大人の普通券 による運賃区 間
円区間 150
160
170
180
190
200
210
220
230
240
250
260
270
280
290
300
310
320
330
340
350

「

大人の普通券 による運賃区 間
円区間 150
160
170
190
200
210
220
230
240
250
260
270
280
290
300
310
320
330
340
350
360

別表第3第1号中

360
370
380
390
400
410
420
430
440
450
460
470
480
490
500
市内中心フリー (220)
市内中心＋岩 倉地域フリー (240)
市内中心＋高 雄地域フリー (240)
市内中心＋高 雄地域フリー 拡大版(360)

を

370
380
390
400
410
420
430
440
450
460
470
480
490
500
520
市内中心フリー (230)
市内中心＋岩 倉地域フリー (250)
市内中心＋高 雄地域フリー (250)
市内中心＋高 雄地域フリー 拡大版(370)

に改め,

市内中心＋桂 地域フリー (260)
市内中心＋ 桂・洛西地域 フリー (290)
桂・洛西地域 フリー (230)

市内中心＋桂 地域フリー (270)
市内中心＋ 桂・洛西地域 フリー (300)
桂・洛西地域 フリー (240)

「

」

「

」

大人の普 通券によ る運賃区 間
円区間 150
160
170
180
190
200
210
220
230
240

大人の普 通券によ る運賃区 間
円区間 150
160
170
190
200
210
220
230
240
250

同表第2号, 第  
3号, 第4号  
及び第5号中

250
260
270
280
290
300
310
320
330
340
350
360
370
380
390
400
410
420
430
440
450
460
470
480

を

260
270
280
290
300
310
320
330
340
350
360
370
380
390
400
410
420
430
440
450
460
470
480
490

に改める。

490	500
500	520

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程の規定にかかわらず、この規程の施行の日前に発売した片道普通券並びに220円券5枚つづり回数券、220円券15枚及び110円券1枚つづり回数券、220円券26枚つづり回数券及び110円券13枚つづり昼間割引回数券、220円券13枚つづり昼間割引回数券は、使用することができる。
- 3 前項に定める片道普通券等について、券面表示金額と旅客が乗車する区間の旅客運賃の額とに差額が生じた場合、当該乗車券の券面表示金額が旅客運賃の額に満たないときはその差額を徴収し、券面表示金額が旅客運賃の額を超えるときはその差額は還付しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(交通局企画総務部総務課)